



東京税理士会日本橋支部会報

第104号

平成16年9月25日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町 3-11-10

ホック人形町ビル

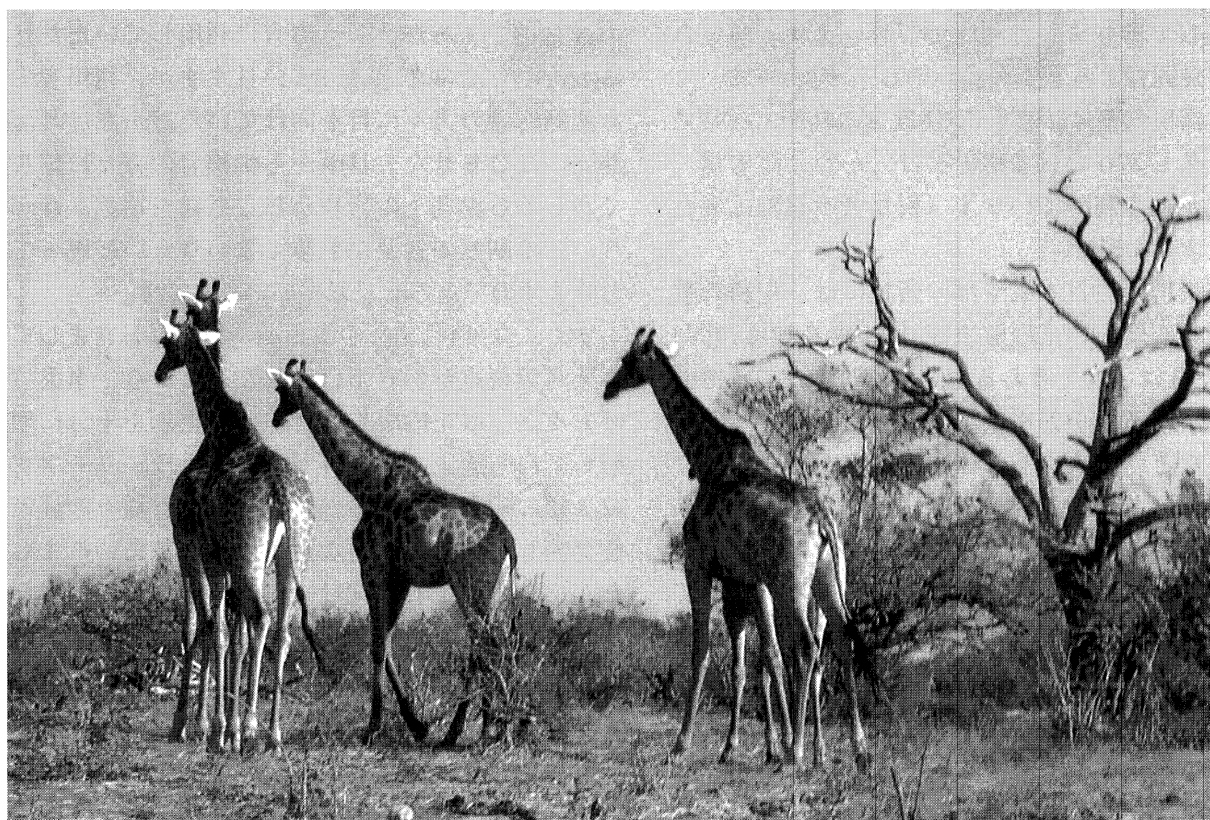
☎3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

発行人 支部長 河原邦文

編集人 副支部長 浅野汜子

印刷 株式会社税経



南アフリカ・ボツワナ「チヨベ国立公園」

浅野汜子会員提供

税界放談

15年分の確定申告時、納税者から「譲渡損の損益通算は今年分までですよ」と言われ、「どうしたの」、「今年の申告に間に合わせようと考えて、思い切つてゴルフ会員権を12月に処分したんです。九〇〇万円の譲渡損

だけと通算大丈夫ですよ」。15年の税法改正で譲渡所得の損益通算は大幅に廃止されました。ですがこれに気が付いてどの位の納税者がこの納税者のように対応できたでしょうか。例えばこの納税者が16年1月に譲渡したらどうでしょう。この方は例年不動産所得一千万その他一〇〇万円程の所得がありますから納税の段階では大変な違いが出てしまいます。16年の税法改正では老年者控除の廃止が決っています。これは「私は今年から65歳なのに何ということだ」と言っても駄目ですね。

17年の税法改正では耐震化促進への税制優遇、サラリーマン退職金課税の強化、定率減税の廃止、色々出ています。消費税率引上論がその最たるもののようです。税法の基本は簡素・中立・公平と言われていますが、負担の軽重については余り論じられていないように感じています。がどうなるのでしょうか。

(Y・M)



着任のごあいさつ

日本橋税務署長 和田睦男

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動によりまして、長崎税務署から転任して参りました和田でございます。前任の松尾署長同様よろしくお願い申し上げます。

日本橋税務署は30数年ぶり2度目の赴任となりますが、久しぶりの日本橋界限は、かなり高層化・近代化が進み驚いています（税務署の建物は変わりありませんが）。

東京税理士会日本橋支部の皆様には、税務行政に対しまして深いご理解を賜り、「税を知る週間」（今年からは「税を考える週間」に改称）や確定申告期における税の無料相談、各種研修会等への講師派遣など、多大なるご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

日本橋支部は、河原支部長をはじめとする役員の皆様を中心に種々の支部活動を活発に展開していると伺っております。これもひとえに、役員ならびに会員の皆様の日頃からのご尽力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

さて、税務を取り巻く環境は、高度情報化・国際化の進展、経済取引のめまぐるしい変化など、経済・社会の構造の変化により大きく変わってきています。

このような状況の中、税務行政におきましても、「電子申告・電子納税制度」等の新しい施策の導入、消費税法の大幅改正をはじめとする毎年の税制改

正など、大きく変わってきています。

「電子申告・電子納税制度」につきましては、今年6月の開始以前からPR等を行っておりまして、今後ともできるだけ多くの方に利用していただけるよう取り組みを進めてまいります。利用者である納税者の方々に目を向けていただかなければ進展いたしません。日頃から納税者の方々に接しておられる税理士の皆様からご意見を頂戴しながら、この制度の普及に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、今年4月施行の改正消費税法におきまして事業者免税点が引き下げられたことから、事業者の方々が、改正内容や消費税の仕組みを十分に理解して自ら適正な申告等ができるよう、リーフレット類の配布、説明会の開催といった種々の施策を実施し、制度の円滑な定着に努めてまいりましたが、一層の定着に向けて、常日頃から納税者と接し、指導していただいている税理士の皆様のご協力が不可欠であります。

日本橋支部の会員の皆様との忌憚のない意見交換を通じまして、貴支部との間で長年にわたって培われてきた信頼と協調の関係を更に深めてまいりたいと存じますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後となりましたが、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



支部総会を開催

去る6月22日（火）午後3時50分より明治座センターホールにおいて支部総会が開催されました。

総会は、河原支部長の会務報告に続き板橋則雄相談役を議長に選出し、第1号議案から第7号議案まで滞りなく審議し原案どおり承認可決されました（経過は下記議事録のとおり）。

その後、本会の会員表彰があり東京税理士会会長代理の坂田純一副会長より、表彰が行われました。続いて松尾敏三日本橋税務署長のご祝辞を頂戴し総会はすべて終了しました。なお、午後5時40分より関連団体及び関連各方面の来賓をお招きし懇親会が行われました。

東京税理士会日本橋支部 — 定期総会議事録 —

1. 日 時 平成16年6月22日 午後3時50分開会
2. 場 所 明治座センターホール
(日本橋浜町2-31-1)
3. 会員総数 3月31日現在678名
(外法会員 11社)
4. 出席会員 開会時438名
(内委任状による出席372名)

午後3時50分、中島美和副支部長の司会により開会した。

池田明治副支部長による開会の挨拶に続き、河原邦文支部長より挨拶、続いて支部会務報告が行われた。支部会員数の増減について、研修について、電子申告について、税務援助について、組織部の創設及び支部ブロック割についてなど多岐に亘り会務報告がなされた。

議長には司会者一任にて板橋則雄支部相談役が選出された。

開会時において上記のとおり出席があり、議長より招集通知日現在の議決権数は659名であり定期総会は支部規則第22条1項により適正に成立した旨の報告があった。

支部規則第26条に基づき、議事録署名人に議長より、佐藤嘉光会員、高橋美津子会員が指名され議事に入った。

議案書における第1号議案から第7号議案につい

て審議された。

第1号議案 平成15年度事業報告承認の件

議長から第1号議案及び、第2号議案については密接に関連する為一括提案、一括審議をしたい旨の説明があり、議場に諮ったところ承認され審議に入った。

平成15年度事業報告については議長の指図により下記所掌部担当副支部長（部長）から別紙議案書に基づきそれぞれ詳細な報告がなされた。

1. 総務部事業報告…成田一正総務部長
2. 研修部事業報告…中島美和研修部長
3. 広報部事業報告…浅野汜子広報部長
4. 組織部事業報告…池上悦次組織部長
5. 厚生部事業報告…吉村博一厚生部長
6. 綱紀監察部事業報告…高橋 保綱紀監察部長
7. 渉外対策部事業報告…池田明治渉外対策部長
8. 税務経営指導所事業報告…成田一正副所長
9. 法対策委員会事業報告…池田明治法対策委員長
10. 情報システム委員会事業報告…中島美和情報システム委員長

第2号議案 平成15年度決算報告承認の件

第2号議案については、若狭茂雄経理部長より別紙議案書（21頁～48頁）に基づき平成15年度決算報告収支計算書、税務経営指導所収支計算書、互助特別会計収支計算書、退職積立基金特別会計収支計算書、広域災害対策特別会計収支計算書、合本編纂特別会計収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び全会計の貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記並びに収支計算書総括表、正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表について詳細な報告がなされた。

次いで、石川勝之監事より前崎義朗監事とともに実施された会計監査について監査報告書に基づき報告がなされた。

議長は、質疑を求めたのち第1号議案について議場に諮った処、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

(出席66名、委任状372名の全員438名賛成)

続いて第2号議案について議場に諮った処、挙手

多数にて原案どおり承認可決された。

(出席66名、委任状372名の全員438名賛成)

第3号議案 東京税理士会日本橋支部規則の一部改正の件

池上悦次組織担当副支部長より本会の支部標準規則の一部改正を受けて支部規則の一部改正を行いたい旨の提案がなされた。

議長は、質疑を求めたのち支部規則の一部改正について賛否を議場に諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

(出席71名、委任状367名の全員438名賛成)

尚、第3号議案及び次の第4号議案については、支部規則第22条3項により出席者の3分の2以上の多数によらなければならないとされている。

第4号議案 東京税理士会日本橋支部役員選挙規則の一部改正の件

池上悦次組織担当副支部長より支部役員選挙規則の一部改正を行いたい旨の提案がされた。

議長は、質疑を求めたのち支部役員選挙規則の一部改正について賛否を議場に諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

(出席71名、委任状367名の全員438名賛成)

第5号議案 東京税理士会日本橋支部互助規則の一部改正の件

池上悦次組織担当副支部長より支部互助規則の一部改正を行いたい旨の提案がなされた。

議長は、質疑を求めたのち支部互助規則の一部改正について賛否を議場に諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

(出席71名、委任状367名の全員438名賛成)

第6号議案 平成16年度事業計画承認の件

議長から第6号議案及び第7号議案は密接に関連する為、一括提案、一括審議をしたい旨の説明と提案があり議場に諮ったところ承認された。

第6号議案については下記所掌担当副支部長(部長)によって別紙議案書に基づき詳細な説明がなされた。

1. 総務部事業計画…成田一正総務部長
2. 研修部事業計画…中島美和研修部長
3. 広報部事業計画…浅野汜子広報部長
4. 組織部事業計画…池上悦次組織部長
5. 厚生部事業計画…吉村博一厚生部長
6. 綱紀監察部事業計画…高橋 保綱紀監察部長
7. 渉外対策部事業計画…池田明治渉外対策部長

8. 税務経営指導所事業計画…成田一正副所長

9. 法対策委員会事業計画…池田明治法対策委員長

10. 情報システム委員会事業計画…中島美和情報システム委員長

第7号議案 平成16年度予算案承認の件

第7号議案については若狭茂雄経理部長より別紙議案書に基づき、平成16年度収支予算書及び税務経営指導所収支予算書について詳細な説明と提案がなされた。

続いて質疑に入り、木下純一会員より退職積立を行わないとの事ですが今後どの様に対応するのかと質問があり、成田一正総務部長より幹事会において支部経理規定等の制定の承認を受けており、その中で事務局職員の退職金については、特定退職金共済制度に加入し、退職時の支給額を退職一時金とする事としている旨の回答があった。

木下会員より共済掛け金残高を決算書に表示するべきではとの質問があり、若狭経理部長より本人口座への直接支給であるので表示はしないとの回答があった。続いて、関口重雄会員より未収会費についての質問があり、若狭経理部長より2名の会員が多年に亘って会費未納であり綱紀監察部長へお願いをしているとの回答があった。続いて、浅見達雄会員より路線価図の備え付けを停止するとの事ですが今後支部ではどの様な対応をするのかと質問があり、中島研修部長より希望会員には支部事務局がインターネットにより対応するとの回答があった。

質疑終了後、議長が第6号議案について議場に賛否を諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

(出席71名、委任状367名の全員438名賛成)

続いて第7号議案について議場に賛否を諮ったところ、挙手多数にて原案どおり承認可決された。

(出席71名、委任状367名の全員438名賛成)

合計438名の出席を以って、審議事項は全て終了した。

報告事項

1. 平成16年度会員表彰

司会者より、議案書に記載されているとおり、表彰規定第2条第1項第3号該当者は3名、および表彰規定第2条第1項第4号該当者は1名。日税連表彰規定第3条第1項第5号該当者は5名が表彰される旨

の説明と該当者名の披露があり、東京税理士会会長代理、坂田純一副会長から受賞者に対して祝辞とともに記念品がそれぞれ贈呈された。

2. 叙勲受章者披露

平成15年度秋及び平成16年度春の叙勲受章者が司会者より披露された。

3. その他

司会者より支部互助規則第3条による長寿祝金受贈会員の8名についてそれぞれ披露があり、出席した該当会員それぞれに対して祝福するとともに長寿祝金が贈られた。

続いて、司会者より新入会員の紹介があった。

来賓として出席された坂田純一東京会副会長、松尾敏三日本橋税務署長及び中島守中央都税事務

所長から丁重な祝辞を頂いた。以上をもって、定期総会の全議事を終了し、高橋 保副支部長の閉会の辞により閉会した。

閉会の時刻は午後5時35分であった。

平成16年6月22日

東京税理士会日本橋支部定期総会議事録

議長 板橋 則雄

議事録署名人 佐藤 嘉光

議事録署名人 高橋美津子

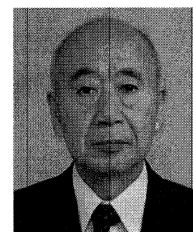
次いで、午後5時40分より司会吉村博一副支部長により懇親会が行われ多数の来賓と会員がおおいに歓談を楽しんだ。



少数株主が取得した非上場株式の時価（評価額）

——税務調査の結果報告——

渡 部 至



昨年秋、東京山の手の某税務署資産税統括官から『関与されている石川 正氏（仮名、給与所得者）の平成12年度分のC社に対する株の譲渡対価は時価の1/2未満で低額譲渡に該当する。「みなし譲渡課税」（所得税法59条1項）が発生すると思わ

れるので検討の上、修正申告をして欲しい。修正がなければ更正せざるを得ない。』と連絡があった。

〈事実の概要〉

石川 正は、所有するA社株式12,500株をC社に譲渡した。明細は下記のとおり。

〈税務署側の主張〉

1. 所得税基本通達59-6（平成12年12月22日発遣）によれば、非上場株式の譲渡価額について、同族株主（30%以上の株主グループ）のいない会社の場合、譲渡直前の持株が15%以上の株主が譲渡したときは、買入れた株主がたとえ15%未満の株主であっても、特例的評価方式（配当還元価額）による価額は適用されない。A社株

	取引相手等	評価など
売買株式等	A株式会社株式12,500株 ・資本金 5,000万円 ・非同族会社 ・同族株主のいない会社	原則評価（類似業種比準）方式による価額1株29,000円 特例評価（配当還元）方式による価額 1株250円 （大会社、無配当、額面500円）
売 主	石川 正	A社株式28,000株（28%）を所有（譲渡直前） 売却株数 12,500株（12.5%） 売買単価 1株500円
買 主	C株式会社 ・非同族会社	石川正よりA社株式12,500株（12.5%）を買入。買入前はA社の株式は所有していない。
取 引 日	平成12年7月売買	

式の評価額（時価）は原則的評価額で1株29,000円となる。

よって、1株500円で売買は低額譲渡となり、1株14,500円（29,000円の1/2）以上の価額に訂正しない限り1株29,000円（総額362,500,000円）がみなし譲渡課税の譲渡収入金額となる。C社の低額譲受価額も同額となる。

2. 配当還元方式の評価額を不採用とした判例（新潟地裁 昭和45年4月4日判決）を提示し、類似業種比準価額と配当還元価額が著しく乖離している場合は、課税上弊害があることになり、配当還元価額は適用されないと主張。

〈納税者代理人、渡部 至の主張〉

1. 売却の事情等

A社の企業グループには、C社のほかB社（本件外で非同族会社）があり、相互に株式を平均的に持合い円満に発展していこうという考え方で、役員会の決定に基づき株式の移動をしたのであり、石川株主の相続対策などとは全く無関係で、純然たる第三者間取引である。

2. 株式の評価は配当還元価額でよいとする事由

(1) 買主C社は、A社の株式12,500株（12.5%）を取得しても、15%未満少数株主に過ぎず、会社の支配権はなく配当期待権を持つのみである。

(2) 法人税基本通達9-1-14（上場有価証券等以外の株式の価額の特例）において、課税上弊害がない限り「財産評価基本通達」における「取引相場のない株式の評価」の例によって算定した価額によっているときはこれを認めることとし、その188と188-2（同族株主以外の株主等が取得した株式及びその評価）において、同族株主のいない会社の株主のうち持株割合15%未満の少数株主が取得した株式については、配当還元価額により評価するとしている。

(3) 本件株式の売買取引は、平成12年7月であり、所得税基本通達59-6は平成12年12月22日に発遣されている。取引より後で出された通達に従えと言うのは、信義則に反する。また、従来は、取得後も少数株主（15%）となる株主は配当還元価額でよいことになっていた。

さらに、非上場株式の時価算定の合理性が争われた裁判例（大分地裁平成13年9月25日判決）では、みなし譲渡課税を取り消し、売却

株主の売却直前の持株割合（売り手側の立場）の如何にかかわらず、取得した株主（買い手側の立場）が少数株主であるため配当還元価額を認めている。明らかに、所得税基本通達59-6に反した判決である。課税庁は控訴しなかったので判決は確定している。

〈結果と批判など〉

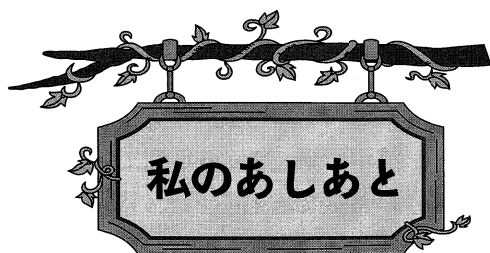
1. 5ヶ月余に及ぶ論争の末平成16年1月、資産税統括官より「渡部税理士の処理どおり1株500円の取引を認める。みなし譲渡課税の主張は取り消す。」との連絡を受けた。5ヶ月の長期にわたり申し訳ないとの陳謝もあった。
2. 「課税には絶対自信がある」と私と納税者の前で言い切った統括官は、みなし譲渡課税を取り消した理由について明確に答えなかったが、私の主張を全面的に認めざるを得なかったと考える。
3. 課税庁側（第一線の税務署）が課税に有利な判例（前述の新潟地裁判決）を持ち出して課税を強行しようとしたことは、国家公務員として問題ではなかろうか。
4. 所得税法第59条の課税要件に疑義の生ずるおそれのある所得税基本通達59-6は、改正さるべきであろう。混乱のもとになっているように思われる。

〈終りに〉

私は、1954年登録以来日本橋支部会員として、税理士業一筋に年を重ね、数えてみると今年2004年2月で丁度50周年である。この間、幾多の税務調査を経験してきた。今回は税務の第一線と5ヶ月余に及ぶ論争を積み重ねる中、担当の統括官が一地方裁判所の判決文を根拠に私を説得しようとしたこともあったが、幸い相談できる友人税理士たちに励まされ、また、私の事務所でも有利な裁判例などを検索でき対抗することができた。

この年に難問が解決し、私にとっては忘れられない50周年記念として記憶に残るであろう。





小早志睦子

私の家は商売をしていた関係で商業高校に行って将来店の記帳をしてほしいと言う父の希望もあって昭和36年都立京橋商業に入学しました。

一年生の担任は簿記の先生で、当時26歳御自身が公認会計士の二次試験を受けていて、授業中に「二次試験は7科目あって簿記はその1科目なのだけれども君達がやっている程度の簿記しか出ないよ。」とおっしゃった事が印象に残っていました。丁度時期を同じにして新聞にお父さんが税理士で2人の姉妹が税理士試験に合格した記事が載って、その記事を読んだ時に漠然と将来の自分もそうなりたと思ったものです。

就職の時期になって、一般の会社ではなく最初から会計事務所に入るつもりでいました。と言うのは私の家にも税理士さんがいらして、先生、先生と言われる会計事務所は学校みたいな所で色々教えていただく所と思っていましたので、面接の時に、「店の記帳をやるために御指導いただくのでお給料はいりません」と言ったのを覚えています。先生は「そうは行きません」とおっしゃっていました。

私が就職した会計事務所は先生が公認会計士で試験組の第2回合格者であり、鉄道弘済会の理事をなさっていた公認会計士の山崎定雄先生と一緒に上場会社の監査をしており、まだ30代でしたので自分が若造に見られない様に変な神経を使っていたようです。税務の方は男性が1人先輩でいました。そういう環境の所にアルバイトもした事がない私が就職したので、今考えるとおかしい位気を遣って働き始めて一週間で学校がどんなに良い所だったか思い知らされて、願書受付ぎりぎり提出して短大商経科2部に入学しました。月謝は親がかり、3時限まで授業がある時は兄が駅迄車で迎えに来てくれて学校が楽しく2年間仕事も続けられたと思います。

学校卒業と同時に仕事をやめて洋裁でもしようかしらと言った時に父に「手でやる仕事は限りがある、頭でやる仕事は無限大だよ、せっかく先生が引留めて下さっているのだから頑張りなさい。」と言われた事もある事もある仕事も続ける事



になったのです。先生にこれからは顧問先にも廻らせて下さいとお願いしたら「女の人でもそういう気持ちがあるんですか」とおっしゃって何軒か私の担当を下さいました。その頃は税理士になる夢は諦めかけていて夜洋裁学校に行ったりお茶の稽古をしたりして楽しい毎日を過ごしていましたが来年の3月に洋裁学校が卒業という前年の10月に先輩の男の人が退職してしまっていて、代わりには監査も出来る会計士補を雇う事になり必然的に税務の仕事は私がしなければならなくなり、4月より税理士試験の勉強を始める事になりました。その年の8月に内緒で簿記の試験を受けたら合格。次は仕事に必要な法人税をと自分の意識が事務所中心に動き始めて来ました。業務の方も与えたら熟なす又違う事を与えたら熟なすという事で先生も認めて下さる様になり毎日が一生懸命でした。

ある時山崎先生が事務所に見えて「小早志さんは坪井事務所の宝ですな」とおっしゃって下さった事があって嬉しくて、もっと事務所の為にやらなくてはと思ったものです。先生は監査の方が忙しく、税務は私に日常の事は勿論局管轄の調査立会もさせて下さいました。今考えると私の能力を十二分に引き出して頂いたと思って感謝しております。

税理士試験も合格し数年間は登録もしないで勤務していましたが、事務所に迷惑がかからない様に辞める一年前に退職願を出して昭和59年6月に独立しました。勤続年数は丁度20年でした。私が退職する頃は事務所も発展して監査部は会計士、

士補が10数名、税務部は4人という大所帯になっていました。

独立するに当たって事務所を捜している時に人形町の駅の上に花家さんと言うお料理屋さんがあってそこを壊し始めたので事務所の人と「此处が分譲マンションになったら事務所に最適ね」と話していて、ある朝パット新聞を開いたら本日分譲というのが現在の所です。

購入するに当たって、ワンルームと2DK両方を押えて父に相談したところ狭い所は絶対だめだ、将来事務所が狭いなと思った時にこのビルの中で此处より広い所が無いと思えば諦めがつくと言われ、2DKを購入しました。全てがトントン拍子と言うのでしょうか、事務員さんも兄の嫁の友達で上場会社に15年勤めた人が簿記の勉強をしたいので雇ってもらえないかしらと言う事で採用したら本当に気持の良い人で大助りでした。

独立してからは支部活動にも出来るだけ参加する様心掛けて良い仲間恵まれ日本橋支部が大好きです。今年は事務所開設して20年、丁度勤務年数と同じになりました。私のあしあとを書いてみて、色々な事が走馬灯の様に浮んで来て、若かりし頃の純真さに面映ゆさと懐かしさを覚え初心に戻りました。振り返ってみますといつも自然体で人には恵まれていたと思います。これからの人生が楽しみです。



一 似 貫 之

蟻 坂 欣 一

支部会報103号（6月号）に鈴木毅先生が寄稿された「私のあしあと（誠心誠意）」を読み感銘を受けましたので、厚かましくも、その文章スタイルを一部踏襲させていただきます。私の場合は平成6年に税理士登録をするまで国税の職場に40年間在籍し、この間、1都5県（東京・青森・宮城・千葉・山梨・愛知）の税務署及び東京国税局の色々な部署を歩くことで様々な経験をさせてもらい、今振り返っても国税の職場、組織は私の人生の指針を形成する道場であったとつくづく思い至ります。そして、その基礎を作る場であったのが国税庁税務講習所の研修生活であったと思います。

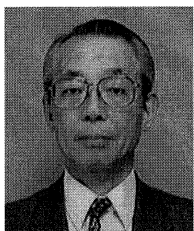
最初に、私が入所した税務講習所普通科の寮は仙台市小田原にある陸軍兵舎を転用したものでした。その寮で全研修生が一室に4～5人単位で寝食共にし、お互いに様々な意見を交換したり勉強を教え合う等々、夢中で過ごした1年間でした。特に普通科の先生方のお話で忘れられないものの例に、「理論と現実との関係を理解すること、即ち、学校では $5+5=10$ であるが、社会では $5+5\neq 9$ となることがある。そして税務行政というものは税法に基づいて運用されるので理論に重点が置かれるべきことは勿論であるが、現場においては常識的判断に基づき妥当な結論を得るように心掛けなければならない場合のあることも念頭において欲しい」「通常の場合に当てはまる原理原則は、一応正しいものであるが千差万別である納税者の個別事情によっては相当の偏差のあることは当然であり、本当に納税者の理解と納得を得るには個別事情にマッチした措置をとる必要があり、このことは課税の面だけでなく徴収の面でも同様である」等があります。しかしながら、国税の職場を離れ税理士という職業に変わった現在において、法人税調査が中心であった国税在職中のことを反省してみると、先生方の教えに反し、現場の雰囲気によって納税者は税金をごまかすものという思い込みで目先の税金を1円でも多く取ろうとしたり（増差第一）、何かしら重加算税の賦課ばかりに調査の目を向けたり（重加偏重）、難解な税法を正しく理解させることなく一方的な見解で処理を急いだり（権力依存症）等、長期的に見て納税者の納税意識を低下させる行為が少なからずあったことは否定できず、内心忸怩たる気持ちがあります。

そして普通科卒業の5年後に、税務講習所高等科に入所を許され牛込若松町において法人税班の一員として1年間の専門的研修を受ける機会を得ました。途中で盲腸炎に腹膜炎を併発し牛込河田町にある東京女子医大病院に3週間ほど入院し同期生に色々迷惑をかけたこともありましたが、幸いなことに高等科では税法・会計の各科目について官費で勉強ができましたので、その成果が自然消滅しないうちにと思い、また、担当教官の勧めもありましたので入所中から税理士試験に挑戦し、高等科卒業の1年半後に5科目合格することができました。

その後は日々の仕事に追われ税法について本格

的な勉強をすることもなく過ぎ、税理士登録してから必要に迫られて再び税法の勉強に取り組むことになりました。

論語の中に「一を以て之を貫く（我が生涯を一つの職業に貫ける人は幸せである）」という一節があります。気づいてみれば自分の生涯を税金・会計に関わる職業で継続していることも幸せの一つかなという思いもあります。また、芭蕉も「笈の小文」の中で「つゐに無能無芸にして只此一筋に繋がる」と述べています。以て瞑すべし。



牛歩の人生

—職業会計人をめざして—

石川 勝之

1. はじめに

私は平成元年9月、日本橋支部に転入して名実ともに開業税理士としての道を歩み始めました。昨年還暦を過ぎ、今年3月には開業20周年を迎えました。この節目の年に支部広報部から「私のあしあと」への投稿依頼をいただき、誠に光栄な事と喜んでお引き受け致しました。

2. 私の略譜

1943年2月	愛知県岡崎市で出生	
1961. 3月	愛知県立岡崎高校	卒業
〃 4	名古屋市役所	奉職
1962. 9	同市役所	退職
1963. 4	中央大学商学部会計学科	入学
〃 9	ガソリンスタンド（夜間勤務）	就職
1967. 3	同大学	卒業
同 4	ガソリンスタンド	退職
同 5	公認会計士I会計事務所	就職
1970. 1	結婚	
1983. 12	第33回税理士試験	合格
1984. 3	公認会計士I会計事務所	退職
同 3	税理士登録（芝支部）	独立開業
1989. 9	日本橋支部	転入
2001. 6	日本橋支部「監事」	拝命
2003. 2	還暦	
2004. 3	開業20周年を迎え、現在に至る。	

振り返れば、職業会計一筋の道のりであった。

3. 心に残る思い出

(1) 高校時代とオリンピック

オリンピック・アテネ大会は日本選手団の大活躍で国内は湧きました。私が高校2年の1960年にはローマ大会が開催され、男子マラソンで「はだしのアベベ」が金メダルに輝き世間を驚かせた。4年後の1964年には東京大会開催が決まっており高校の文化祭で「オリンピック」をテーマにして教室にオリンピック・ブースを作る事となった。何故か私がその責任者に任命された。作業の一環としてベルリン大会女子水泳で優勝した前畑秀子選手宅（岐阜市）をインタビューで訪問した。その際バックルに納められた金メダルを見せていただき手に取ってその重みを肌で感じた事、その他ローマ大会出場の選手から入場式で着用した日本選手団の制服や試合で着用したウェア・水着などを借りてブースに展示できた事、制服を着用して記念撮影をした事などは今でも心に残っている。

(2) 名古屋市役所勤務時代と計算機

「計画局整地部換地清算課」という部署に配属され換地に係る土地の再評価計算を行った。ここで使用した計算機は「タイガー計算機」という手回しで積算していく「グルグル・チン」タイプのもので同僚と速度を競った操作体験は懐かしい。

(3) 大学時代と学生アルバイト

上京して私の一生が決まっていく事になるのであるが、職業会計人としての道を歩き出すきっかけは公認会計士I先生との出会いである。長兄の親友ですでに東京で独立開業していたI先生から「公認会計士、税理士」という職業があることを聞かされ、バックボーンのない私は難しい資格とは知らずその気になった。公認会計士受験で実績のあった中央大学を受験し入学を果たしたのであるが、入学手続におけるエピソードがある。

入学に際して納入すべき入学金がなく大学側と直談判して「いずれ納入」で入学の許可を得た事である。入学金相当額は後日寄付金として納入したが、さすがに質実剛健を校風とする中央大学であったと今でも感謝している。

大学時代の思い出はガソリンスタンドでアルバイトをしたことである。初めは給油やオイル交換等の現場作業であったが日商簿記1級合格で元帳記帳から決算までの会計を任された。まだ税務には無知であり顧問税理士の指導を受けた。正社員並みの給与が支給され社会保険も強制加入であった。おかげで現在はすでに年金受給者である。

在学中は早朝から大学の図書館に陣取って勉強し、夜はバイトと模範的な大学生であった。

(4) 会計事務所勤務と牛歩の時代

大学を卒業し、公認会計士試験を継続するためI先生の会計事務所に就職した。就職して3年目に職場の先輩であった妻と結婚した。しかし資格が取れなかった牛歩の時代には妻に相当の苦勞と我慢を強いることとなった。資格取得の難しさを身にしみて感じた時代でもあった。そのためか、結婚歴35年を迎えようとしている今でも妻には頭が上がらない。

よく働き、よく勉強し、ほどほどに飲むがモットーであったつもりが、だんだんと歯車が狂っていった。公認会計士試験は30歳の時にあきらめ税理士試験に転向した。40歳で税理士試験に合格するまで上京から20年もの歳月を費やした。

牛歩の時代は能力不足に悩まされた時代でもあり「うつ病」の洗礼も受けた。一年位は不安定な時代を過ごしたが、実務では税務・会計の業務はもとより資料調査課の調査を含め数多くの税務調査も体験し、公益法人を担当して公益法人会計基準をかじり、会計監査の補助者として監査手法も学んだ。税務・会計の奥深さや職業会計人魂などI先生から叩きこまれた。この経験は訓練の連続で私には忘れる事の出来ない厳しい指導であったが後に大きな財産となった。「人の一生は重荷を負うて遠き道を行くがごとし。いそぐべからず。(途中省略) 及ばざるは過ぎたるより勝れり」は同じ岡崎市で生まれた徳川家康公の遺訓であるが牛歩時代の私に忍耐と勇気を与えてくれた一節である。

I先生は現役としてご活躍中で今でもお付き合いいただける恩師であり終生忘れ得ません。

4. 開業税理士としての旅立ち

41歳で念願の独立開業を果たした。しかし力がある訳ではなくI会計事務所の下請けをしながらの独立であった。私は「10年は遅れた」という焦りもあり事務所の基礎作りに没頭した。

平成元年8月、現在地に事務所を構え自立した税理士人生がスタートした。登録時の芝支部では間借開業であり同業税理士との交流はなかったが日本橋支部転入後は多くの同業税理士との交流関係が芽生え孤独から開放された。事務所基盤はまだ軟弱であり多くの先生のご指導をいただいた。

開業10年後の平成6年、I会計事務所から担当の

顧客全部を禅譲され引継いだ。またこの年、懇意にいただいた某税理士先生がご逝去されその会計事務所の業務を所員ともども継承した。今までのひとり事務所から組織としての会計事務所経営へと脱皮する事となった。業務継承というものの、私には新規顧客であり信頼関係の構築に腐心した。所員も顔見知りではあったが新規採用と同じで組織的な事務所運営を実現するまでには時間がかかった。今年3月には開業20周年を迎える事ができ、また勤続10年表彰を受けられる所員も誕生した。共に喜ばしい限りであった。

5.最後に

20歳で単身上京してから今日まで職業会計人をめざして一筋に生きてきた気がしますがなんと多くの方々に助けられてきた事でしょう。結婚以来、千葉県市川市に居住しつつの間にか日本橋を本拠とする税理士になり支部会員の皆様には公私にわたり大変お世話になってきました。この紙面を借りて改めて御礼申し上げます。

職業会計人の人生に終点はありません。毎日が顧客に信頼される税理士をめざしての勉強です。

微力ながら、今後とも日本橋支部の発展のため支部会員の皆様のため少しでもお役に立てれば幸いです。

私はいまだに牛歩の人生を歩んでおりますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

「新規消費税課税事業者の届出について」

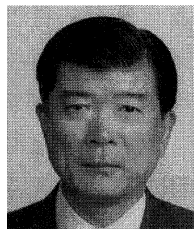
支部長 河原邦文

平素は、当会の事務運営についてご理解とご協力を賜りまことにありがとうございます。

さて、日本橋税務署から、改正消費税法の施行に伴い会員各位に対しまして、課税事業者の届出書や簡易課税の選択届出書等の手続きが未了の納税者が相当数あるので、顧問先への指導を徹底する旨依頼がありました。

会員各位におかれましては、改正消費税法の適正な執行に係る状況をご理解いただきまして、協力いただきますようよろしくお願いいたします。

随筆



熱かった夏

山本 勝

今年の夏は、真夏日連続が新記録となるほどの暑さに加え、アテネオリンピックでの日本人選手の大活躍もあって、例年にない暑い夏となった。真夜中のテレビ中継を見ながら、各選手の見事に鍛えあげられた肉体と精神力の強さに感動すると同時に勝者・敗者それぞれの人間模様が写し出され、さまざまなことを考えさせられたオリンピックであった。

私は、高校を卒業するまで、福井県の農村で育ったが、彼らと同じ年のころにはどんなことをして過ごしていたのだろうかとテレビでオリンピックを見ながらふと考えた。

今頃の季節は、学校から帰ると田んぼの手伝いをさせられたこと、学校の帰りに川に入って魚を捕って家で料理をして食べたこと、また、途中の畑で、スイカやトマトを採って（盗って?）小川の水で洗って食べた事等とにかく確たる目的も持たず、のんびり過ごしていたような気がする。しかし、あの頃食べたスイカやトマトは、なぜあんなにしっかりした味をしていたのだろうかと思う。

確かにあの頃は、はっきりした季節感があり、野菜や果物は、それぞれの種類によって旬があって、その旬が来るのを楽しみにしていたものである。形も大きさもひとつずつ違って、深い味わいがあったように思う。

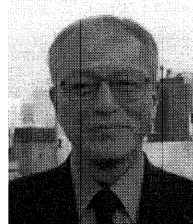
オリンピックを見ながら、何気なく食べていた蜜柑も、その頃は、冬炬燵に入って食べていたものである。今は、果物も野菜もそのほとんどが季節に関係なく食べられるし、確かに果物は何を食べても甘くて美味しいが、あの頃の味の感じと何かが違うような気がする。

スーパーへ行くと外国産・内国産を問わず果物や、野菜・魚肉類が豊富に陳列されており、いずれも粒ぞろいで格好よく包装されている。魚売り

場に行って驚いたのは、骨なし魚を売っていたことである。種無しスイカや葡萄は食べた事があるが、骨なし魚はどんな味がするのだろうか。此処のところ、食べ物に限らず、あらゆるものが急激に変化してきており、本当の姿がなかなか解りにくくなってきているような気がする。

オリンピックの華やかな入場行進で、国内事情の悪い国や、発展途上の国がごく少人数での参加にかかわらず、明るく一生懸命行進する姿を見て大いに感激したのは私だけでしょうか。

原点を見つめ直す事の大切さを改めて教えられた暑い夏の夜でした。



亡き父よ

川北 博

今年は昭和の年号で数えれば79年である。私は大正14（1925）年生まれであるから昭和元年の誕生日で満1歳、本年の誕生日8月1日で79歳となる。最早業界における骨董品のような存在であるが、「どうして税理士になったの?」という質問にだけは明瞭に答えられる。「お前の昔話なんか聞きたくない」という人も居られようが、同業のよしみ、我慢して聞いていただきたい。

話は昭和17年に遡る。この年税務代理士法が施行された。昭和12年蘆溝橋事件に端を発した日中戦争（当時の支那事変）は当初の政府の不拡大方針にもかかわらず泥沼化し、昭和16年12月8日のパールハーバー奇襲にはじまる大東亜戦争に突入していく。その為の国家財政の膨張は、当然のごとく戦時特別税制の強化につながり、その合理化施策のひとつとして税務代理士制度が設定された。

昭和12年に召集令状を受けて第109師団の中国・大原作戦等に出征していた父の留守中、私は昭和14年に13歳（金沢1中1年）で仙台陸軍幼年学校に入り、昭和17年には予科士官学校に進んでいた。

たまたま休暇で金沢の自宅に帰っていたとき、

「こんど金沢税務署等の推薦で、税務代理士というものになった。金沢でもう1人最初の税務代理士になられた山本文吾弁護士が、新しく会を作る相談でわが家に見えるからご挨拶をするように」という父の話があり、地元の有名人である山本先生の前に手をついた。

これがご縁で戦後山本先生にも何かとお世話になることになるが、山本先生は東大法学部卒、父は小学校しか出ていなかったが17歳で陸軍の志願兵となり営外居住の下士官となつてから金沢の簿記学校（後の金沢経済大学・星陵高校）に学び、乞われてその学校で教えたり教科書らしきものを書いたり、戦時統制経済立法を勉強して裁判所や商工会議所の嘱託のようなことをした実績が買われて特別に税務代理士に推薦されたい。

しかし、父は出征2年余にして北支で結核（胸膜炎）が再発し、陸軍病院を転送されて帰郷し、自宅療養中であり、傷痍軍人会のお世話などもしていたが、簡易簿記川北研究所というオフィスの書生たちも1人また1人と兵隊にとられ、数少ないスタッフとともに気力だけで仕事を消化していたのではなかろうか。そして冬になり雪が降ると年に1～2回は重篤となったが、その都度奇跡的に立ち直った。そしてその後、税務代理士は、大学を出て計理士登録をした人達が参加して少しずつその人数を増やしたようである。

昭和20年、戦争は終わった。その春、相武台の陸軍士官学校を卒業し陸軍少尉に任官していた私は、朝鮮海峡を防衛する第14船舶団の海上駆逐大隊の最前線の艇長としてたたかっていたが、自らも傷つき福岡第2陸軍病院を経て復員した。父はあきらめていた私の生還をよろこんだ。

病床にありながら父は税務代理士の仕事をしていた。戦後の財産税法の仕事等、父に対する業務依頼は続いていた。

父のすすめもあり私は京都大学を受験することにして猛勉強をはじめた。幼年校ロシヤ語班出の私は、外語や早大露文などを除けば、英・独語をゼロから勉強するしか大学受験の道は閉ざされていた。

「大学がむつかしければ、税務署に入れてもらえばよい。税務署で勉強すれば、やがて税務代理士にもなれる」という父のなぐさめも「実はお父さん、陸士出の将校は、公職追放令に該当してい

て公務員になれないのですよ」という私の答に父は絶句し、私は言わなければよかったと後悔した。

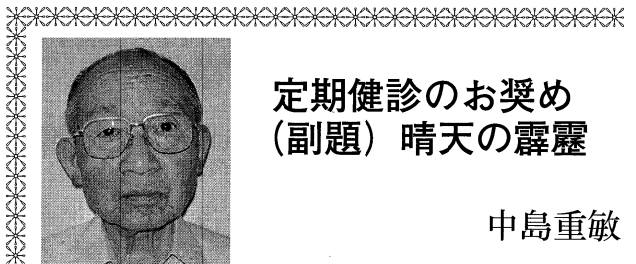
終戦と私の復員を境に父の健康は最早限界に達して衰弱が進んだ。しかし父は病床に背もたれを作って座り、布団の両脇に箱をおき裁縫の仕立台を渡して机とし、最後まで依頼業務を片づけ、座ったまま息をひきとった。座右には六法全書をはじめ専門書が山と積まれていた。死亡の日は昭和21年4月26日、その2日あとの28日が京大の入学試験の日であったが、長男である私は当然葬儀の喪主をつとめなければならず、大学どころではなかった。

あとには長男である私を頼りにする母と弟妹、そして夫の戦地からの帰還を待つ病弱の姉とその子があった。

顧みれば多くの障壁があったが、戦後はそれなりに苦勞をした人が多かったし、私は一步退くより、一步前へ出て生きてきた。そして神仏は私を見捨てなかった。

昭和24年の第1回公認会計士試験・昭和26年からの税理士試験、その後の公認会計士第3次試験を最悪の条件下でたたかったのは父の弔い合戦のつもりであった。

そのたたかいの日々の思い出は、既に忘却の彼方の物語となりつつあり、若い人達への説得力を欠きつつある。しかし私にとっての税務代理士・税理士そして公認会計士は、単にそれが生活のための職業資格にとどまらない。父が生きた証と思い出がかかっている。再び天上で父にまみえたとき、戦後の税理士制度などをゆっくり話そうと思っている。



定期健診のお奨め
(副題) 晴天の霹靂

中島重敏

私は永年4月に定期健診を受けています。今までこれといって悪いところを指摘されたことがなく、健康体だと信じ切っていましたが、今年はエコー検査の際の些細な映像発見に基き、20日間の精密検査を受けた結果、膵管の1部が細くなっているのがわかり、放置しておくとう管が破裂してインシュ

リンが体内に洩れると大変なことになる、ということ
 ことで急遽手術することになり、脾臓の3分の2と
 脾臓を摘出した次第です。幸い経過も順調に進み、
 術後40日で日課の水泳も出来るようになり、お酒

の量は減らされましたが、以前と全く変わらない生
 活に戻ることが出来ました。

定期健診を続けておいてよかったなーと実感し
 ております。(平成16年7月28日記)

各部だより

[総務部]

支部幹事会報告(主要事項)

第12回幹事会

日時:6月22日(火) 13時30分~15時

場所:明治座センターホール

1.決議事項

- (1)定期総会白紙委任状における代理人及び議案に
 対する賛否の件

6月21日現在の会員数659名

6月21日現在到着委任状436通、すべてが1~7号
 議案に賛成

- (2)定期総会席上における来賓挨拶の件
 (3)定期総会、懇親会の分担再度確認の件
 (4)会員事務所職員の表彰に関する件
 (5)監事補欠選任の件

前崎善朗監事の転出により松下昇三会員を監事
 に選任する

- (6)新たな準会員希望者の件
 他支部に転出する鈴木義彦会員より準会員の希
 望がなされた

- (7)八団体合同意見交換会の件
 会費8,000円のうち支部負担額5,000円、個人負担
 3,000円とする

第1回幹事会

日時:7月11日(日) 15時30分~17時

場所:伊香保温泉 福一

1.決議事項

- (1)日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連
 絡協議会の開催時期および提案議題の募集方法

・日本橋税務署 平成16年10月19日(火)

対象は日本橋支部会員全員

・中央都税事務所 平成16年11月日時未定

対象は支部長・副支部長

- (2)常会・忘年会・新年賀詞交歓会の開催に関する件
 常会開催は年2回、4月、10月を予定
 拡大定例連絡会開催は年3回を予定

忘年会を役員のみとし、新年賀詞交歓会は関係団
 体及び会員(新入会員は会費無料)

- (3)八団体合同意見交換会(7/28)出席者確認の件

- (4)「役員選挙管理委員会委員の推薦について」の件
 関口重雄会員、坂元左会員を推薦

日本橋支部選挙管理委員は、岡田和教会員、他2名
 は後日決定

- (5)新入会員説明会を年2回開催する件
 年1回、10月であったのを年2回にし、新年会の前
 とどこかで1回

- (6)「暮らしと事業の税務相談」相談員の件
 高橋美津子会員を推薦

八団体合同意見交換会

日時:7月28日(水) 16時30分~18時

場所:明治座センターホール

日本橋税務署と関連八団体との合同意見交換会
 が開催され、関係役員が出席し意見交換を行った。

日本橋税務署との定例連絡会

日時:8月25日(水) 10時30分~12時

場所:日本橋税務署

日本橋税務署の幹部と東京税理士会日本橋支部
 の幹部との意見交換会が行われた。

日本橋税務署からは、次のような連絡事項が伝
 えられた。

- ①管理部門より、期限内納付指導のお願い
- ②徴収部門より、新規発生滞納防止について
- ③個人課税部門より

消費税の新規課税事業者を対象とした説明会
 の開催案内

- ④資料情報部門より

・取引資料せんの提出依頼のお願い

依頼文発送日:平成16年8月23日(月)

提出期限 :平成16年9月24日(金)

・法定調書等の提出に当たって、磁気媒体及
 びe-Taxを利用しての提出のお願い

- ⑤総務課より

電子申告・納税システムに関する事務方レベ

ル打合せ会の開催

日本橋支部からは、現在の支部の運営状況が報告され、意見交換が行われた。

日本橋税務署との定例連絡協議会のご連絡

本年度も日本橋税務署との定例連絡協議会が以下の要領で開始されますので、ご都合のつく会員はご出席くださいますようお願いいたします。なお既にお知らせいたしましたとおり、ご質問・ご要望もありましたら、お知らせ下さい。

日時:10月19日(火) 10時30分～12時

場所:日本橋税務署6階大会議室

次の常会までの時間帯でお弁当の用意があります。準備の都合がありますので、ご出席のご連絡が済んでない会員は支部事務局までお知らせ下さい。

常会のご連絡

以下の要領で常会を開催いたしますので、ご都合のつく会員はご出席くださいますようお願いいたします。

日時:10月19日(火) 13時～14時

場所:日本橋税務署6階大会議室

中央都税事務所への質問、要望事項

中央都税事務所と京橋支部・日本橋支部との税務懇談会が11月に開催されます。中央都税事務所に対する質問又は要望事項がありましたら、支部事務局までお知らせ下さい。支部で取りまとめた上で、提出いたします。

[研修部]

《研修会報告》

1. CD-ROM研修会

日 時:平成16年6月18日(金) 午後3時～午後6時

テーマ:事例による法人税、消費税の争点をさぐる

講 師:芝支部会員 山本守之先生

会 場:日本橋支部 会議室

(平成15年11月5日九段会館での録画)

2. CD-ROM研修会

日 時:平成16年8月19日(木) 午後4時～午後6時

テーマ:改正消費税の留意点と将来の改正動向

講 師:本所支部会員 岩下忠吾先生

会 場:日本橋支部 会議室

(平成16年4月14日九段会館での録画)

[組織部]

6月3日 第1、第2ブロック常会開催

6月4日 第3、第4、第5ブロック常会開催

7月5日 本会の「標準支部役員選挙規則の制定に伴う支部関係役員を対象にした説明会」に出席する

[厚生部]

〈野球部〉

平成16年6月からの活動状況についてご報告いたします。

6月18日(金) 日本橋税務署との練習試合

	1	2	3	4	5	計
税務署	0	0	0	1	0	1
支 部	4	2	3	2	×	11

午後4時から浜町公園グラウンドでバッティングを中心に練習し、6時30分から日本橋税務署と練習試合を行いました。

初回、渡辺選手の3塁打と赤根選手のホームランなどで4点、2回は木下選手のヒットで2点、3回は福本選手の3塁打で3点、4回も若狭選手の2盗塁を活かして木下選手のヒットで2点と、チャンスを確実に得点に結びつけ、ピッチャーも先発大澤選手が2回を完全に押さえ、二番手櫻井選手、三番手渡辺選手も好投し、6月5、6日に行った合宿の練習成果が出て完勝となりました。

7月7日(水) 第1ブロックリーグ芝支部

	1	2	3	4	5	6	計
日本橋	0	1	0	0	0	0	1
芝	2	0	1	1	6	×	10

1回表日本橋三者凡退の後、先発ピッチャー櫻井選手は1番バッターをフォアボールで出し1塁牽制エラー、パスボールなどが重なり調子がつかめず2失点となりました。2回は逆に敵失で出た櫻井選手が盗塁とパスボールで1点を返しましたが、5回に替わったピッチャー渡辺選手の球にいつものキレがなく6失点となってしまいました。

打線も2安打で1得点しか取れず、課題を残す結果となりました。

7月23日(金) ナイター練習

浜町公園グラウンドで午後6時30分よりナイター練習を行いました。昼間は35度にも達する猛暑でしたが、練習開始後はいくらか風も吹いてきて、バ

ッティング中心の練習に心地よい汗を流しました。

8月3日（火）第1ブロック20周年記念試合

	1	2	3	4	5	計
日本橋	0	0	0	5	0	5
神 田	0	1	2	0	2	5

第1ブロックリーグ20周年記念として10年ぶりに東京ドームで試合を行い、日本橋は第2試合で神田支部との対戦となりました。初回は櫻井選手のヒット、2回は井上のヒットが出ましたが、どちらも得点に結びつけることができず、逆にヒットのランナーをエラーで返され2回に1点、3回はフォアボールとエラーが絡み2点を取られてしまいました。しかし4回に岩本選手のデッドボールを足がかりに星野選手のヒット、岩波選手のフォアボールでランナーをためて、河原支部長のヒットで1点、さらに4番バッター渡辺選手のセンターオーバーの満塁ホームランで4点をあげて逆転しましたが、5回に3塁打を含む4安打を打たれ2点を返され引き分けとなりました。

第3試合終了後、応援にきてくださった皆さんも一緒にグラウンドに出て、人工芝の感触を確かめたり、マウンドから投球練習したり、記念写真を撮ったりと東京ドームでの試合を満喫しました。

第98回支部対抗野球大会が9月24日から始まります。ご声援よろしくお願いいたします。

野球部では新入部員の募集を行っております。興味のある方は是非ご連絡ください。

（キャプテン 井上眞一 記）

＜ゴルフ部＞

第248回T.N.G会を9月2日に筑波カントリークラブで開催しました。9月2日の天気予報は降水確率60%でしたが、雨には降られず、参加者は18名、新ペリアで開催することが出来ました。成績は、2位徳田先生82、3位森先生80、4位二瓶先生85、5位菅原先生85、お上手な先生方の中、106ですがハンディ34.8も頂いた、幹事の私（厚生部 坂下）が優勝してしまいました。（スコアは全てグロス）「今日は100は打たないゾ！」と意気込んでスタートした1番ホールでいきなりの、スコア9。2番ホール以後も散々なスコアでしたが、大叩きしたホールの全てが隠しホールでした。家に帰り妻には自慢げに優勝賞品を渡しました。もちろんスコアには一言も触れておりません。100以上叩いても優勝のチャンスがあります。第249回T.N.G会は名門龍ヶ

崎カントリークラブで10月6日（水）に開催します。まだ定員までは若干の余裕があります。参加のお申し込みをお待ちしております。特に、初参加の先生方の応募を期待しております。ドシドシ支部事務局までご連絡ください。

＜テニス部＞

日本橋支部テニス部では、月1回を目途に練習会を開催しています。夕方6時から、品川プリンスホテル裏の高輪テニスセンターで、プロのコーチをお願いしています。

2時間の中身の濃い練習の後は、美味しいビールを飲みながら、中身の濃い懇親会。興味のある方はぜひ参加してみてください。

【今後の予定】

- ・10月13日（水）（予備日10月19日）
東京税理士会支部対抗テニス大会
- ・11月9日（火）（予備日11月25日）
東京税理士会秋季テニス大会

（中島美和・記）

＜ボーリング部＞

今年2月に開催したボーリング大会は繁忙期であったため参加者が少なく、不評でした。次回は11月5日（金）に開催します。事務所単位の参加でも、事務所から一人の参加でも構いません。沢山の賞品を用意しております。皆様の参加をお待ちしています。参加の申し込みは支部事務局までお願いします。

第103号 訂正

＜ボーリング同好会＞

16ページ左上から7行目から8行目までを以下のよう訂正します。

『団体戦の結果、優勝は渡部 至事務所が昨年につづいて二年連続、準優勝は中島重敏事務所でした』
団体戦

① 優勝	渡部 至事務所	1272
② 準優勝	中島重敏事務所	1230
③ 三位	河原、大沢、坂下、吉村	1190
④ 四位	神作事務所	1166
⑤ 五位	木下事務所	1156
⑥ 六位	谷本事務所	1151
⑦ 七位	岡本事務所	1043
⑧ 八位	栗原・井上事務所	992

上記のようにお詫びして訂正します。

〈囲碁部〉

月一回の定例囲碁会は、予定どおり、支部会議室において、午後3時から開いています。ぴったり午後3時にこれなくてもかまいません。午後5時すぎても結構です。今から碁を覚えたいという方もどうぞ。今後の日程は、次のとおりです。

- 10月15日（金） 定例囲碁会
11月12日（金） 秋季支部囲碁大会
12月17日（金） プロ棋士指導会

〈歌舞音曲部〉

第19回カラオケ発表会

主 催 / 東京税理士会 日本橋支部

会 場 / 東税健保会館

日 時 / 平成16年10月23日（土）

午後1時開演

司 会 / 若狭茂雄 高橋美津子

〈ご挨拶〉

東京税理士会 日本橋支部 支部長 河原邦文

〈カラオケ発表会〉

1. 佐野 典子 珍島物語 (天童よしみ)
 2. 湯ノ上光昭 鳥取砂丘 (水森かおり)
 3. 板橋 則雄 アカシア挽歌 (五木ひろし)
 4. 渡辺 英樹 涙そうそう (夏川 りみ)
 5. 佐藤 嘉光 伊豆の宿 (香田 晋)
 6. 若狭 茂雄 浪花節だよ人生は (細川たかし)
 7. 伊藤 文夫 別れ船 (田端 義夫)
 8. 河原 邦文 恩返し (北島 三郎)
 9. 大澤 昭人 麦畑 (オヨネーズ)
- 高橋美津子

〈休憩〉

東京税理士会 日本橋支部 厚生部長 吉村博一

〈特別出演〉

坂元 左 (日本橋) 小ばなし

阿部徳幸 (本 郷) 長い夜 (松山 千春)

山本恵子 (本 所) 浮雲 (香西かおり)

林 卓也 (神 田) 大きなたまねぎの下で

(爆風スランプ)

木村金蔵 (上 野) 北の五番町 (細川たかし)

〈休憩〉

10. 中島 重敏 夫婦ごころ (細川たかし)
11. 宮川 雅夫 みだれ髪 (美空ひばり)
12. 佐々木則司 人生いろいろ (島倉千代子)
13. 中島 美和 島人ぬ宝 (BEGIN)
14. 鈴木 毅 臉の母 (中村美津子)

15. 福本 光男 今、あなたにうたいたい

—和田アキ子に捧げるうた—

(和田アキ子)

16. 濱 洋子 雨の御堂筋 (欧陽 菲菲)

17. 藤山 清春 孫 (大泉 逸郎)

〈休憩〉

ゲスト フラメンコ (ラス・フラベレス)

豪華景品の当たる福引もあります。是非カラオケ部員の練習の成果をお聞き下さい。お待ちしております。

[渉外対策部]

日本橋法人会、商工会議所本部及び中央支部並びに日本橋税務署からの依頼をうけて、税務相談及び改正消費税法説明会等のための会員派遣を下記のとおり実施しました。

◎税務相談

日本橋法人会	会 場	担当税理士
7月6日（火）	日本橋税務署	山崎 健
8月23日（火）	〃	内藤 恭子
9月29日（水）	東実健保会館	佐々木則司
商工会議所本部	会 場	担当税理士
7月9日（金）	中小企業相談センター	安藤 昇
7月30日（金）	〃	佐々木則司
8月20日（金）	〃	佐々木則司
9月10日（金）	〃	青木 久直
商工会議所中央支部	会 場	担当税理士
7月21日（水）	京橋プラザ	木下 純一

◎改正消費税法

の説明会	会 場	担当税理士
9月27日（月）	日本橋公会堂	井上 健治
9月28日（火）	〃	井上 健治 (池田)

[情報システム委員会]

◎支部情報システム委員会連絡協議会

日 時：平成16年7月14日（水）午後2時～午後5時

場 所：東京税理士会4階ホール

出 席：中島情シス委員長・秋元委員

濱川委員・工藤事務局員

講 演：「電子署名ツール『WebSing』について」

◎協議事項

1. 「税理士のためのe-Taxガイドブック」に関して
2. プレゼンテーション「名古屋を超えて」
3. 本会・支部における今後の対応について

◎連絡事項

支部のICカードリーダーライタは、ICカード取得時の確認のためだけに使用するものであって、会員各位が電子申告・電子納税を行うには、会員自身がICカードリーダーライタを購入する必要があります。

モア・グリーンコンビ税理士会植樹訪中

若狭 茂雄

平成16年7月16日から20日までの4泊5日の日程で、平山前東京会会長を団長として20人第7次東京税理士会植樹訪中団に参加し、中国内蒙古自治区のダラトキとクブチ砂漠の2カ所にある「東京税理士の森」に植樹活動をしました。

ダラトキでは、税理士会の森の管理人のトルーマさんの自宅で昼食をご馳走になった後、現地の上級中学生（日本では高校生）5人と大学生1人と私たち20人でポプラの苗木を1人当たり50本を目標に、暑い、暑い中70センチほどの穴を掘り、ポプラを一本一本植えます。最初は皆元気で掛け声も大きかったのですが、穴を掘るにつれ、くたくた状態になりながらも約3時間あまり頑張り、目的の80パーセントを植樹しましたが、時間切れとなり残りは現地の人たちをお願いをしました。

この周辺は、先輩達の植樹活動と、それを管理する人たちが苗木に水をあげている事によって、以前は砂漠地帯だったとは思えないほど、私達の目には緑や作物畑が広がり、既に砂漠から脱皮しているように見えました。

翌日は朝からクブチ砂漠に松を1500本目標に、現地の農民50人程度の人達の応援を頂き、約3時間現地の農民とコンビを組み作業を行いました。事前に土砂が流れないように長方形の穴が掘ってあり、そこにツルハシやスコップでさらに20センチ程度の穴を掘り、松を植えます。私は現地農民の人と息が合い、効率よく植樹することができ、予定以上の苗木を植える事ができました。ここはミニ・ヨセミテのような断崖絶壁があちこちにある台地で大変な場所でしたが、ここもまた80パーセントの植樹で時間切れとなり、残りは現地の人たちをお願いし植樹場所からはるか彼方に第7次植樹訪中団記念碑のある場所へ行きました。その後5次6次に植樹した場所へ30分車移動をし、かつ20分歩き、6次の人たちが植樹した場所、さらに歩くこと20分



先で5次の人たちの植樹した場所を見て、95パーセント以上は元気に松が育っていました。この地方も砂漠だったのが、現在は植樹された地域一帯に雑草が生えていました。

これも先輩達が9年の歳月とたゆまぬ努力の結果、一面砂の荒れ地に植樹を続ける事による相乗効果等により、雑草が繁るようになり、砂漠化防止に役に立っているようです。

地球温暖化の問題、環境の問題とあらゆるところで叫ばれておりますが、日本橋支部の皆様が少しでも関心をお持ち頂き、このモア・グリーン活動に1口で良いですから参加下さいませようお願い致します。

歴史的背景等による今回の中国開催アジアカップサッカーでは日本に対する反日活動に納得できないところもあるかと存じますが、このような私達の活動を継続することが、中国の人たちの心を開く1歩になるものと確信しております。

とても地道な活動ではありますが、この地球的規模の環境問題として、また子供、孫、まだ見ぬこれから生を受ける人への100年、200年もっと先の未来のための私たちができる活動として、皆様へのこれまでのご協力に感謝、さらなる今後の活動にご期待申し上げます。（詳しいことは平成16年9月1日付の東京税理士会の広報に掲載されている。）

日本橋署新旧幹部職員名簿

平成16年7月10日現在

官 職	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	和 田 陸 男	長崎署長	松 尾 敏 三	【勇 退】
副署長（総）	工 藤 武	葛飾副署長（総）	高 木 優	【勇 退】
副署長（法）	上 田 幸 穂	〔留 任〕	上 田 幸 穂	〔留 任〕
副署長（個）	岩 村 勉	長官官房監察官	山 本 高 志	下田署長
特 官（所）	花 見 修	〔留任〕	牧 嶋 和 夫	立川特別調査官（総合）
特 官（所）	鈴 木 忠 良	課税一部料調一総括主査	花 見 修	〔留 任〕
特 官（法）	小 岩 真	市川特別調査官（法人）	星 武 夫	【勇 退】
特 官（法）	後 藤 一 男	〔留 任〕	田 村 良 雄	【勇 退】
特 官（法）	佐 藤 光 一	〔留 任〕	松 本 坂 好	【勇 退】
特 官（法）	坂 東 茂 晴	調査四部調56総括主査	後 藤 一 男	〔留 任〕
特 官（法）	室 井 薫	調査一部特調官総括主査	佐 藤 光 一	〔留 任〕
特 官（源）	金 野 金 七	調査三部調33総括主査	佐 野 昇 逸	【勇 退】
総 務 課 長	川 邊 正 実	総務部総務課補佐	太 田 律 子	国税庁広報専門官
管 理 統 括	中 川 明 文	千葉東管徴1統括官	田 中 粒 一	徴収部徴収課実務指導専門官
特 官（徴）	佐 々 木 淳	〔留 任〕	佐 々 木 淳	〔留 任〕
徴 収 統 括	嶋 田 康 一	千葉南管徴2統括官	千 田 富 二	荒川管理徴収2総括官
特 官（所）	佐 々 木 留 吉	川崎南個人1統括官	飯 島 三 男	豊島特別調査官（所得）
個 1 統 括	木 内 永 治	〔留 任〕	木 内 永 治	〔留 任〕
個 2 統 括	日 野 文 夫	杉並個人2統括官	金 澤 史 郎	大月個人2統括官
個 3 料 統 括	渡 辺 輝 次	葛飾個人1統括官	井 澤 修 治	麹町個人4（資料）統括官
資 産 統 括	荻 辺 謙 一	〔留 任〕	荻 辺 謙 一	〔留 任〕
特 官（法）	樋 詰 政 夫	木更津特別調査官（法人）	矢 野 正 男	【平成16年3月退職】
特 官（法）	山 田 哲 久	葛飾法人9上席	荒 沢 忠 雄	総務部練馬東税務相談室相談官
特 官（源）	坂 村 雅 美	千葉東法人3上席	浅 井 優 子	【平成16年3月退職】
特官連調官	後 藤 和 義	〔留 任〕	後 藤 和 義	〔留 任〕
法 1 統 括	澤 城 教 典	〔留 任〕	澤 城 教 典	〔留 任〕
法 連 調 官	矢 野 秀 喜	〔留 任〕	矢 野 秀 喜	〔留 任〕
法 2 統 括	青 野 貞 子	〔留 任〕	青 野 貞 子	〔留 任〕
法 3 統 括	名 和 通	東京上野法人2統括官	浅 野 任	課税二部統調官（諸）主査
法 4 統 括	児 島 俊 明	豊島法人4統括官	原 昭 男	川崎南法人3統括官
法 5 統 括	長 岡 忠 昭	〔留 任〕	長 岡 忠 昭	〔留 任〕
法 6 統 括	粕 谷 正 広	〔留 任〕	粕 谷 正 広	〔留 任〕
法 7 統 括	林 田 弘 志	〔留 任〕	林 田 弘 志	〔留 任〕
法 8 統 括	永 井 隆	葛飾法人7統括官	菅 原 校 一	【平成16年3月退職】
法 9 統 括	天 野 英 夫	〔留 任〕	天 野 英 夫	〔留 任〕
法 1 0 統 括	山 田 豊	芝法人9統括官	白 井 豊 康	荒川特別調査官（法人）
法 1 1 統 括	知 念 辰 巳	沖縄事務所人事専門官	吉 田 道 夫	金沢局法人課税課連調官
法 1 2 統 括	塩 川 正 幸	〔留 任〕	塩 川 正 幸	〔留 任〕
国 専 官 法	菊 池 誠	〔留 任〕	菊 池 誠	〔留 任〕
国 専 官 源	岩 浪 明	〔留 任〕	岩 浪 明	〔留 任〕
国 専 官 源	木 下 文 男	〔留 任〕	木 下 文 男	〔留 任〕
情報技術官	遠 藤 昭	〔留 任〕	遠 藤 昭	〔留 任〕
審 専 官（法）	高 橋 健	麹町法人1上席	（ 新 設 ）	
審 専 官（源）	大 本 彰	板橋法人連調官	鈴 木 秀 美	芝審理専門官（源泉）
課 長 補 佐	鳥 海 聖 二	成田総務課補佐	今 井 正 人	査察統括官主査
総 務 係 長	野 中 雄 一 郎	〔留 任〕	野 中 雄 一 郎	〔留 任〕
会 計 係 長	齊 藤 毅	〔留 任〕	齊 藤 毅	〔留 任〕

中央都税事務所からのお知らせ

★9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です。

9月は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期です。

都税事務所またはお近くの金融機関、郵便局で、9月30日（木）までにお納めください。納付の際は、6月にお送りした納付書をご利用ください。

なお、納税には、安心して便利な口座振替をご利用ください。

★東京23区内の小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免の手続きはお済みですか。

東京都では、今年度も引き続き23区内の小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税について、税額の2割を減免します。この減免を受けるためには、申請が必要です。まだ、申請していない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、7月に「固定資産税の減免のご案内」を送付しました。用件をご確認の上、お早めに申請してください。

*なお、昨年度に減免を受けられた方は、今年度新たに申請する必要はありません。

★都税の納付には口座振替が便利です。

東京都では、納期限に預（貯）金口座から自動的納付できる口座振替制度を実施しています。ご利用できる税目は、固定資産税・都市計画税および個人事業税です。

取り扱いは、ご利用の金融機関および郵便局で受け付けています。お申し込みの際に、預（貯）金通帳・印鑑・納税通知書を窓口にご持参ください。また、納税通知書に同封してありますはがきによる申込もできますのでご利用ください。

★災害により被害を受けたときは・・・

秋は台風シーズンです。

不幸にして台風や集中豪雨などで、甚大な被害を受けた納税者の方には、いったん課税した税金のうち、まだ納期限の到来していない税額を軽減する制度があります。

減免の対象となる都税は、23区内の固定資産税・都市計画税、不動産取得税、個人事業税などです。該当する方は、申請が必要です。

★外国語版「ガイドブック都税2004」ができました。

都税を中心に税金についてわかりやすく説明した「ガイドブック都税2004」の外国語版（英語、中国語、ハングル）を発行しました。

平成16年度の税制改正（4月1日現在）の内容を盛り込んで編集しています。都税事務所で無料配布しておりますので、どうぞご利用ください。

★東京税務協会 講習会のお知らせ

- | | |
|--------|--|
| 1 演題 | 「聞くだけでおいしい話」 |
| 2 日時 | 平成16年10月7日（木）14時30分開演 |
| 3 会場 | 江戸東京博物館ホール |
| 4 講師 | 小林カツ代（料理研究家） |
| 5 定員 | 450人（無料、抽選で） |
| 6 申込方法 | 8月末日（必着）までに往復はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号、参加人数（はがき1枚につき2人まで）をご記入の上、同協会（〒164-0001 中野区中野4-6-15）にお申し込みください。 |

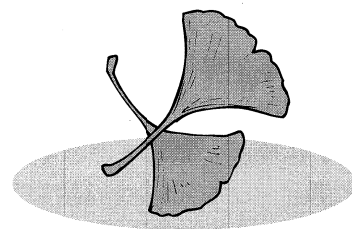
問合せ先

財団法人 東京税務協会 電話 03-3228-7994

主税局総務部総務課相談広報係

電話 03-5388-2924

東京都中央都税事務所 電話 03-3553-2151



支部会員異動のお知らせ

平成16年9月15日現在
(16年6月15日～16年9月15日)

〈入会〉

6月1日 大久保秀治 〒103-0025

日本橋茅場町1-6-3

山楽ビル

パートナーズ総合税理士法人

TEL 5644-0511

6月28日 大石 和礼 〒103-0025

日本橋茅場町1-6-12

共同ビル茅場町駅

TEL 3668-1069

6月28日 小日向ひろみ 〒103-0024

日本橋小舟町4-1

伊場仙ビル6階

北濱郁男税理士事務所内

TEL 5645-2313

6月28日 立原 将喜 〒103-0022

日本橋室町2-3-16

三井六号館5階

清新税理士法人

TEL 3271-5247

6月28日 山口 春子 〒103-0022

日本橋室町3-2-18

海老屋ビル4階

7月1日 中川 一彦 〒103-0027

日本橋1-18-9

ガーラ日本橋一丁目801

TEL 6214-3933

7月21日 廣田 慶一 〒103-0007

日本橋浜町2-1-7

廣田勝國税理士事務所

TEL 3667-1851

8月25日 浅井 光政 〒103-0027

日本橋1-7-7 嶽肩ビル3階

TEL 3231-0304

8月25日 安藤 克巳 〒103-0021

日本橋本石町4-3

第18SYビル2階

TEL 3231-4050

8月25日 石井 鋼 〒103-0025

日本橋茅場町1-12-8

角一ビル内

TEL 3664-5247

8月25日 小田 陽一 〒103-0002

日本橋馬喰町2-5-11

ここが旨い

「太田鮎」

第101号で紹介された鉄板焼き「仁」の真ん前です。看板は、「太田」としかなく、入口が普通の民家のガラスの引き戸なので、ちょっと分かりにくいかもしれません。一昔前の寿司屋という懐かしい感じがする店ですが、狭い店なので昼時はちょっと待ちます。ランチタイムは、11時から2時頃までで、狙い目は1時頃。但し、しゃりがきれてしまうことも、たまにあります。椅子に座ると後はすべて自動的にでてきます。まず、マグロ2カン、続いてアジ、ヒラメ、イクラ、イカ、アオヤギ、シャコ、ホタテ、タマ

ゴ各1カンで合計10カン、最後に巻物が1本です。食べられないネタがあれば他のと代えてもらえます。結構ボリュームがあり最後まで辿り着けない人もいます。昼は一律1600円(税込)、夜はこの5倍位。

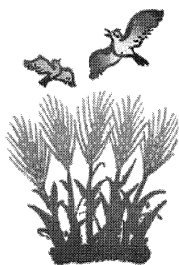
人形町1-5-3 TEL3666-6415

「小春軒」

ご存知、TVでも紹介されるコロッケとカツ丼で有名な店。コロッケはジャガイモより挽肉の方が多く感じ。コロッケライス(コロッケ3コ) 600円、カツ丼(卵でとじていない) 1200円、特製盛り合わせ1300円など。私がお薦めなのは、カジキマグロのバター焼き、これにコロッケを1コ付けて、「カジバタに1コ」と注文すると、ちょっと馴染みを気取れます。

人形町1-7-9 TEL3661-8830

8月25日	片岡 宏	北星ビル2階 TEL 5847-4371 〒103-0013 日本橋人形町1-18-6 鳥近ビル6階 TEL 3666-8725	8月25日	原 幸	〒103-0006 日本橋富沢町11-15 月村マンション No.29・3階303号室 TEL 3661-0670
8月25日	上中 澄雄	〒103-0001 日本橋小伝馬町14-5 メローナ日本橋301号 TEL 5640-5800	8月25日	原田日出男	〒103-0023 日本橋本町4-13-4 ニュー本町ビル3階B号 TEL 3660-6634
8月25日	清水 満昭	〒103-0027 日本橋2-16-3 18山京ビル503号 TEL 3231-0883	8月25日	細田 明	〒103-0015 日本橋箱崎町16-1 東益ビル 税理士法人 コーポレート・キャピタル・コンサルティング東京支店 TEL 5642-6882
8月25日	田中 啓資	〒103-0002 日本橋馬喰町2-6-10 スズビル2階 TEL 3664-6981	8月25日	三森 武	〒103-0023 日本橋本町4-14-2 コマツビル203号 TEL 3666-4261
8月25日	谷 義久	〒103-0016 日本橋小網町18-20 ヴェラハイツ日本橋701号 TEL 3664-8348	8月25日	村松 勝春	〒103-0011 日本橋大伝馬町12-17-304 月村マンションNo.30 TEL 5847-4211
8月25日	土屋 敏雄	〒103-0023 日本橋本町4-13-4 ニュー本町ビル3階B号 TEL 3664-4516	8月25日	矢口 博子	〒103-0022 日本橋室町1-13-4 室一ビル6階 TEL 3517-1115
8月25日	富山 篤	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-6-407 いずみハイツニュー茅場町4階 TEL 3639-4191			
8月25日	新沼勝三郎	〒103-0013 日本橋人形町1-18-6 鳥近ビル6階 TEL 3668-1225			



ちょっとひとこと

私に限らず日本人は英語の「L」の発音が苦手みたいでなかなか相手に通じないことが多い。これを無理に舌を上顎にくっつけて「ル」と発音するよりも、思い切って「ウ」と言ってしまった方が通じるみたいだ。先日、クライアントのアメリカ人の社長（日本語が話せない）と昼食をした時、「どうですか」と聞かれたので、つい「まいう～（うまい）」と言ったら、「え、何マイルだって?」と言われた。

（組織部 山科裕紀）

8月25日 矢頭 康憲 〒103-0002
日本橋馬喰町2-6-10
スズビル2階
TEL 3664-6985

9月1日 小田 恭彦 〒103-0025
日本橋茅場町2-17-5
CANALL日本橋2175・501
TEL 5847-4590

9月3日 依田 貴志 〒103-0011
日本橋大伝馬町12-12
ニューサンクレストビル5階
TEL 5643-2775

〈転入〉

7月7日 猪俣 正明 〒103-0023
日本橋本町3-3-6
ワカ末ビル7F
TEL 6202-7646

7月30日 古藤田えみ 〒103-0027
日本橋1-2-2
親和ビル8階
TEL 3510-6288

8月18日 後上 繁 〒103-0011
日本橋大伝馬町3-12
増見ビル2階
若菜弦二税理士事務所
TEL 5651-1501

9月7日 芝山 恵美 〒103-0027
日本橋3-6-7 ファミール
東京グランリッツ801号
TEL 6202-7755

9月10日 児玉 賢一 〒103-0027
日本橋1-17-4
TEL 5255-6888



〈法人入会〉

8月3日 税理士法人 ハートフル会計事務所
日本橋事務所
〒103-0024
日本橋小舟町7-13
TEL 3663-9591

9月10日 税理士法人コーポレート・キャピタル・
コンサルティング東京支店
〒103-0015
日本橋箱崎町16-1 東益ビル
TEL 5642-6882

〈転出〉

鈴木 義彦 武蔵府中支部へ
矢島錦一郎 武蔵野支部へ
渡辺 康孝 麹町支部へ
穴原 正彦 西新井支部へ
岩澤 秀幸 渋谷支部へ
黒澤 淳子 江東東支部へ
望月麻衣子 向島支部へ

〈退会〉

松下 敬三 千葉県会へ
崎山 和美 千葉県会へ
相田 昇一 千葉県会へ

〈事務所変更〉

三田 隆夫 〒103-0023
日本橋本町4-9-1
三勝ビル5F

青木 孝夫 〒103-0013
日本橋人形町3-7-13
日本橋センチュリープラザ407号

佐藤 正典 〒103-0016
日本橋小網町13-8-504

野原 武夫 〒103-0013
日本橋人形町1-19-6-202

〈事務所名変更〉

原 榮一 〒103-0024
日本橋小舟町7-13
税理士法人 ハートフル会計事務所
日本橋事務所

〈住所変更〉

湯澤 勝信 〒249-0004
神奈川県逗子市沼間3-18-31

市塚 秀一 〒104-0051
中央区佃2-1-2-26-11

牛田 英郎 〒106-0047
港区南麻布4-11-35-621

三田 隆夫 〒270-1357
千葉県印西市牧の木戸1-4-14

得丸 大典 〒103-0025
墨田区千歳3-8-2-502
ライオンズマンション両国第6
TEL 5625-5373

佐々野八起 〒270-1425
千葉県白井市池の上2-16-1

袖山 裕之 〒253-0045
神奈川県茅ヶ崎市十間坂1-3-3-705
アーベントハイム湘南茅ヶ崎

関口 泰央 〒134-0084
江戸川区東葛西7-18-3-702

表紙の写真

南アフリカ・ボツワナ、ぞうの生息地として有名な『チョベ国立公園』サファリ車は囲いが無いオープンタイプのジープで、車のすぐ脇を200頭近い象の群れが歩き、10メートルの近くをたてがみ豊かな野生ライオンの家族が歩き、キリン、かば等など圧巻です。ジープも一匹の動物と見られていて、車から降りない限り襲うことは無いとか。



編

集

後

記

今年の夏は、記録的な暑さでしたが、やっと秋めいてきました。会員の先生方にはこの酷暑の中ご無理をお願いいたしました。おかげ様で予定通り発行することができました。「研究論文」「私のあしあと」「随筆」等、貴重な原稿をはじめ、署の移動により着任されました和田署長様からも早速ご挨拶をいただきました。皆様大変有難うございました。心からお礼申し上げます。

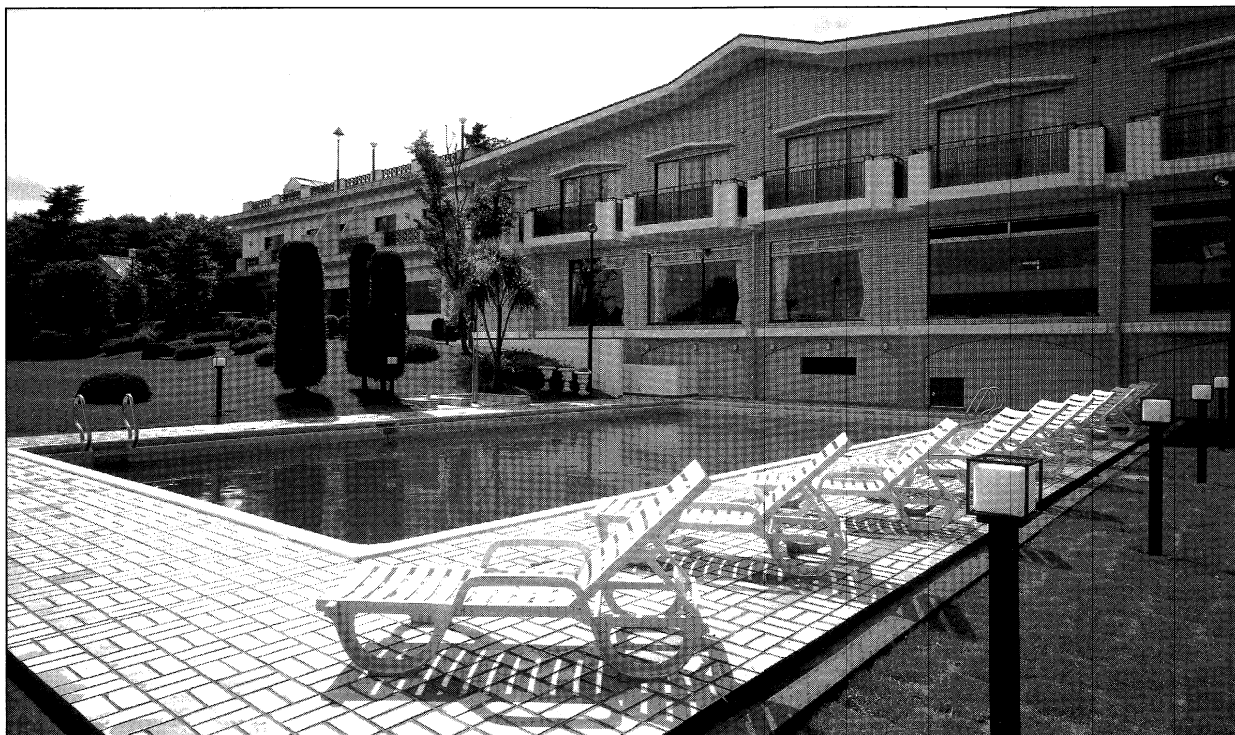
次号は、2005年の新年号となります。「研究

論文」3000字以上、「私のあしあと」1000字以上、「随筆」1000字～2000字、「年男・年女」700字～1000字等、ご寄稿をお待ちしております。

次号原稿〆切 17年1月7日

原稿届け先 支部事務局

編集委員：浅野汜子 福本光男 佐々木則司
三輪裕昭 高橋美津子 鈴木 毅
藤山清春



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、
多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の附加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養附加金等があります。

2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

会員制医療クラブ

東京税理士協同組合が推薦する

ドクターオブドクターズ・クラブ

もしも病気になった時、あなたのそばに信頼できる医師（病院）はいますか？

日本を代表する名医があなたとあなたのご家族の健康をサポートします。

メディカルコンサルテーション

医学界きっての名医によるメディカルコンサルテーション・セカンドオピニオンが受けられます。

会員

予約

相談・診療

専門医紹介

受付後、コンサルテーションセンターマップをお送りします。

日本を代表する名医の診療・相談が受けられます。また、必要があれば、名医の問診による診察を行います。

名医による診察または相談によって必要があると考えられる場合、専門医の紹介が受けられます。

名医によるサービス

クラブサービス

24時間電話健康相談サービス

医療関連情報サービス

「名医によるサービス」・「クラブサービス」はご家族の方もご利用になれます。（1親等以内／4名）

有名病院との提携サービス

人間ドックサービス

提携している有名病院（聖路加、癌研ほか）において、最新方式の人間ドックを年1回無料で受診することができます。

会員

人間ドック

入院

年1回無料で受診できます。

人間ドックとの提携サービスで、会員が提携病院へ入院した際に発生する差額ベッド費用（一日当たり10,000円）を給付金としてお支払いいたします。（入会年数によって支払期間が異なります。）

- 現在病気の方でも会員になれます。
- 年齢に制限はありません。
- 契約の種類 個人契約・法人契約
・ファミリー契約
- 入会金および会費

東税協組員と関与先のために特別入会金を設定いたしました。

個人契約の場合（消費税込み）

入会金	84,000円
特別入会金	63,000円
月会費	8,400円

東京税理士協同組合専属代理店
全国税理士共栄会 指定代理店



株式会社 日税サービス

大代表 03-5323-2111

〒163-1310 東京都新宿区西新宿6-5-1（新宿アイランドタワー10F） F A X 03-5323-2123

<http://www.nichizei-net.com>

所得補償保険に医療保険がプラスオン

所得補償保険＋医療保険

保険料は30%の団体割引最高料率適用

病気やケガで仕事に就けない、収入がない…。
そんなときの収入と入院医療費を手厚く補償！

所得補償保険の特長

- ①保険料は団体割引料率最高の30%
- ②無事故戻しは払込保険料の20%
- ③病気でもケガでも幅広く補償
- ④入院だけでなく自宅療養でも補償
- ⑤税理士は月額最高200万円を補償
- ⑥新規・継続加入とも79歳まで加入OK
- ⑦地震・津波などの天災でも補償
- ⑧死亡時には50万円限度に葬祭費用をお支払い
- ⑨加入は簡単、医師の診査は不要！

医療保険の特長

- ①保険料は団体割引料率最高の30%
- ②病気でもケガでも幅広く補償
- ③入院1日目から補償！日帰り入院も補償
- ④必要な補償だけをセット
(入院・手術補償に限定)
- ⑤新規・継続加入とも79歳まで加入OK
- ⑥1入院最高120日を補償！
(通算で1,000日)
- ⑦補償は2コース！日額1万円と5千円
- ⑧地震・津波などの天災でも補償
- ⑨加入は簡単、医師の診査は不要！



「所得補償保険」「医療保険」とも、それぞれ単独でも加入できます！

所得補償
月額最高二百万円を最長一年間補償！
入院1日目から補償、日帰り入院もOK！
医療保険

■お申し込み・お問い合わせ先■

募集代理店 (株) 日税サービス TEL 03(5323)2111 FAX 03(5323)2123
(引受保険会社 (株) 損害保険ジャパン)

東京税理士協同組合